

第93回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和7年5月19日（月）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

第93回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和7年5月19日（月）午後2時～

場 所 長野市役所第一・第二委員会室（第一庁舎7階）

- 1 開 会
- 2 長野市あいさつ
- 3 新任委員紹介・委嘱書交付
- 4 議 事
 - (1) 審議事項
 - 議案1号
都市計画道路（3・3・5号城北線）の変更について
【資料1】
 - 議案2号
都市計画道路（3・6・21号城山小学校通り）の変更について
【資料2】
 - 議案3号
建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について
【資料3】
- 5 その他
 - 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について
【資料4】
- 6 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 柳 沢 吉 保 (長野工業高等専門学校 名誉教授)
- 2 番 築 山 秀 夫 (長野県立大学 教授)
- 3 番 梅干野 成 央 (信州大学工学部 准教授) =欠席
- 4 番 寮 亜 樹 (長野県司法書士会長野支部 司法書士)
- 5 番 伊 東 亮 一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部 幹事) =欠席
- 6 番 金 沢 敦 志 (長野市議会 議員)
- 7 番 加 藤 英 夫 (長野市議会 議員)
- 8 番 西 脇 かおる (長野市議会 議員)
- 9 番 藤 澤 紀 子 (長野市議会 議員)
- 10番 佐 藤 高 志 (長野市議会 議員)
- 11番 鈴 木 洋 一 (長野市議会 議員)
- 12番 伊 藤 隆 三 (長野商工会議所 副会頭)
- 13番 小 池 宏 明 (長野農業協同組合 常務理事)
- 14番 酒 井 國 夫 (長野市民生委員児童委員協議会 副会長)
- 15番 挟 間 孝 (NPO法人ヒューマンネットながの 理事長)
- 16番 高 橋 宣 行 (長野市商工会 副会長) =欠席
- 17番 小田川 豊 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)
- 代 理 伊 藤 禎 規 計画課課長
- 18番 坂 口 一 俊 (長野県長野建設事務所 所長)
- 19番 掛 川 修 司 (長野中央警察署 署長)
- 代 理 小 林 誠 交通第二課課長
- 20番 近 藤 利 章 (長野市農業委員会東部地区調査会 会長)

◎説明のための出席者

都市整備部長	大 日 方 直 毅
都市計画課長	飯 島 章 弘
都市計画課主幹兼課長補佐	古 澤 潤
都市計画課課長補佐	長 谷 川 英 雄
都市計画課係長	外 山 平
都市計画課係長	中 澤 大 輔
都市計画課主査	高 山 大 輝
都市計画課技師	依 田 拓 巳
建築指導課長	山 田 大
建築指導課課長補佐	相 澤 秀 明
建築指導課係長	西 山 建 吾
廃棄物対策課課長補佐	中 嶋 隆 夫
廃棄物対策課係長	松 生 真 吾

◎事務局出席者

都市計画課主幹兼課長補佐	竹 内 昭 夫
都市計画課主事	宮 尾 楓 香

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第93回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市計画課の竹内と申します。よろしく願いいたします。

はじめに委員の出席状況についてご報告いたします。委員総数20名のうち、現在ご出席いただいております委員は17名でございます。長野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に定められております、委員の半数以上の出席要件を満たしておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、梅干野委員、伊藤亮一委員、高橋委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

はじめに本日の審議会は公開となりますので、ご了承をお願いいたします。

傍聴されている皆様にお知らせいたします。審議会の会議中は、録音撮影や録音はご遠慮いただいておりますので、よろしく願いいたします。

本日の進行につきましては、お配りしております次第に従って進めて参りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。本日の資料でございますが、先にお送りさせていただいた資料といたしまして、次第、資料1、資料2、資料3、資料4。本日お配りした資料といたしまして、委員名簿、以上でございます。ご確認いただきまして、資料に不足がある方はお申し出をお願いいたします。

それではお手元の次第に沿って進めて参ります。はじめに、都市整備部長の大日方からご挨拶を申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 皆様、大変お疲れ様でございます。都市整備部長の大日方と申します。審議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。審議会審議委員の皆様には大変お忙しいところ、本日の審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。さらに、日頃より審議会をはじめ、長野市につきましては、格別のご理解ご協力を賜り、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。本日の審議会では、都市計画道路の変更についてなど、3件の審議事項をご審議いただく予定でございます。

また、併せて令和9年度に改定を予定しております長野市都市計画マスタープランの策定に向けた専門部会についてご報告がございます。委員の皆様方のそれぞれの立場から幅広いご見識により、忌憚ないご意見ご助言をいただければ幸いと存じます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

◎委嘱書交付

○司会 続いて新たに委員になられた方を、都市計画課長の飯島からご紹介申し上げます。紹介を受けられた新任の方は、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。

○事務局 都市計画課長の飯島でございます。私から新たに委員になられた方をご紹介いたします。この度、民間諸団体の役員改選、関係行政機関の人事異動で新たに2名の委員の皆様が交代となりましたので、ご紹介申し上げます。お手元に委嘱書をご用意させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。長野市商工会副会長、高橋宣行様。本日は欠席でございます。長野中央署中央警察署署長、掛川修司様。本日は長野中央署交通第二課長の小林誠様に代理で出席をいただいております。

皆様の任期につきましては、長野市都市計画審議会条例第3条の規定により、令和8年3月末までとなります。よろしくをお願いいたします。

◎事務局自己紹介

○司会 続きまして令和7年4月1日付けの人事異動により、事務局職員が一部変わっておりますので自己紹介させていただきます。

○事務局 改めまして都市整備部長の大日方と申します。都市計画課長の飯島と申します。都市計画課の長谷川と申します。都市計画課の宮尾と申します。

それでは議事に移りますが、その前にマイクの操作についてご説明をいたします。発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただきからご発言をお願いいたします。またご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことをご確認をお願いいたします。

○司会 それでは議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いいたします。

◎議事

○議長 皆様こんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。次第の通り本日の審議案件は議案事項が3件、その他の事項が1件となっております。皆様方からご意見をいただきながら、実りある会議にしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。また議事の進行が円滑に運びますように、ご協力のほどよろしくお願い

いたします。本日の議事録の署名は、築山委員様と伊藤隆三委員様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議案1号 都市計画道路3・3・5号城北線の変更について及び議案2号 都市計画道路3・6・21号城山小学校通りの変更について、これらについては関係ありますので、一括で説明をしていただきます。事務局から内容のご説明をよろしくお願いいたします。

((1) 審議事項 議案1号) 議案1号 都市計画道路3・3・5号城北線の変更
((2) 審議事項 議案2号) 議案2号 都市計画道路3・6・21号城山小学校通りの変更

○事務局(都市計画課) 都市計画課依田です。議案1号 都市計画道路3・3・5号城北線の変更及び議案2号 都市計画道路3・6・21号城山小学校通りの変更について、議長から案内のありましたとおり、この2つの案件は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

本件は、本年1月の都市計画審議会において調査事項としてご審議をいただいたものでございますが、本日議案としてご審議を再度お願いするものでございます。

なお、議案1号 都市計画道路3・3・5号城北線の変更については、長野県管理の主要地方道長野信濃線上に計画されている部分の変更となることから、長野県決定となり、議案2号 都市計画道路3・6・21号城山小学校通りの変更については、城山小学校通りが市道上に計画されていることから、長野市管理の都市計画道路のため、長野市決定となります。次第では、県決定、市決定の順に議案1号2号となっておりますが、議案1号城北線の変更内容は、議案2号城山小学校通りの変更に付随するものですので、まず議案2号 都市計画道路3・6・21号城山小学校通りの変更についてご説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。都市計画道路3・6・21号城山小学校通りの廃止については、本都市計画区域において社会経済情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、廃止をするものです。

続いて、資料2-2をご覧ください。変更理由についてご説明します。まず都市計画道路の概要についてですが、長野都市計画道路は、現在102路線が計画決定されておりますが、令和6年3月時点で整備率は61.3%にとどまっており、必要性に変化が生じている都市計画道路について見直しを行うべき状況となっております。そのような中、本市では計画決定以後、長期にわたり整備未着手となっている路線について、平成16年から第1回目の都市計画道路の見直しに着手し、平成25年に第1回都市計画道路見直し方針を策定し、この方針に基づき平成29年までに関係路線の変更手続きを行っております。第2回目の都市計画道路の見直しは令和2年から着手し、令和6年10月に第2回都市計画道路見直し案を公表しております。この見直し案では、3・6・21号城山小学校通りをはじめ、6路線が廃止候補路線に位置付けられており、地元地域との合意形成や関係機関協議が整った路線から順

次、都市計画道路の廃止を行うこととしております。

続いて、城山小学校通りの廃止についてご説明いたします。資料 2-2 と併せて、資料 2-4、資料 2-5 にて、城山小学校通りの位置関係と変更内容を総括図、計画図によりお示ししておりますので、併せてご確認ください。お手元の資料の図面では位置関係等わかりにくいかと思っておりますので、前方のスクリーンに投影しております資料を参考にいただければと思います。都市計画道路 3・6・2 1 号城山小学校通りは、長野市大字長野字東之門町を起点に、長野市大字長野字上長野を終点とする全長約 420 メートル、幅員 11 メートルの道路として昭和 33 年に当初決定されました。前方スクリーンには、起点側と終点側それぞれの写真を参考につけております。平成 25 年から行われた第 1 回目の都市計画道路の見直しでは、城山小学校通りは道路線形幅員の変更及び路線の廃止を検討する変更検討に位置付けられました。

第 2 回目の都市計画道路の見直しでは、本路線の東側区間は都市計画決定と同様の幅員で市道路事業にて整備が行われており、西側区間についても本路線に並行して主要地方道長野信濃線が整備されていることから、本路線の代替機能が確保されていること、善光寺周辺の良好な歴史的町並みを保全する観点から本路線のさらなる整備の必要性は低いため、これらを総合的に判断し、本路線を廃止路線に位置付けました。なお、交通量推計により、本路線が廃止されても、交通需給バランスに与える変化、影響は極めて少ないことを確認しております。以上が、都市計画道路 3・6・2 1 号城山小学校通りの変更理由のご説明になります。

資料 2-3 をご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表です。変更前が上の表、変更後が下の表になります。都市計画道路見直し案に基づき、約 420 メートルになります全線の廃止を長野市決定において行います。

資料 2-4 は城山小学校通りの位置関係の総括図、資料 2-5-1 は城山小学校通りの変更箇所を示した計画図の図郭割図になります。資料 2-5-2 と資料 2-5-3 にて変更内容を計画図によりお示ししております。

最後に、資料 2-6 をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要についてです。地元説明会を昨年 10 月 28 日、29 日に行い、その後 12 月 4 日に長野県知事に事前協議の申出を行い、12 月 19 日付けで異存なしと回答をいただきました。1 月 24 日からは素案の閲覧を行い、公述申出がなかったため、2 月 22 日に実施予定であった公聴会は中止としました。4 月 9 日には長野県知事に本協議の申出をし、4 月 30 日に異存なしと回答をいただきました。また、4 月 11 日より案の縦覧を行い、意見書の提出はありませんでした。本日の長野市都市計画審議会にてご審議いただき、議決をいただきましたら、7 月の決定告示を予定しております。以上が議案 2 号 都市計画道路 3・6・2 1 号城山小学校通りの変更についての説明です。

続いて、議案 1 号 都市計画道路 3・3・5 号城北線の変更についてご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。表紙を 1 枚めくっていただき、資料 1-1 をご覧ください。都市

計画道路 3・3・5 城北線の変更について、本都市計画区域において社会経済情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、当該路線と交差する都市計画道路、先ほどご説明した城山小学校通りの廃止に伴い一部区域を変更するものです。なお、城北線については、昭和 33 年に当初決定されて以後、昭和 54 年までに 2 回の変更を受けて現在の計画に至っており、車線数については都市計画に定められておりませんでした。平成 10 年の都市計画法の改正に基づき車線数について定める旨の規定がされましたので、本日の変更併せて車線数を新たに決定するものです。

続いて、資料 1-2 をご覧ください。城北線の変更理由です。都市計画道路見直しの概要や城山小学校通りの廃止理由についても書かれておりますが、こちらは先ほどご説明した内容ですので省略させていただきます。城北線の位置関係や変更内容等は、資料 1-4、1-5 にて総括図、計画図によりお示ししておりますので、併せてご確認ください。お手元資料の図面ではわかりにくいかと思っておりますので、前方のスクリーンに変更箇所を拡大表示しておりますので、そちらも参考にいただければと思います。都市計画道路 3・3・5 号城北線は、長野市大字南長野字石堂南を起点に吉田 2 丁目を終点とする道路であり、長野駅善光寺口から 3・4・36 号高田若槻線までを結ぶ延長約 5,180 メートル、幅員 22 メートルの幹線道路です。今回の変更は見直し方針に基づく 3・6・21 号城山小学校通りの廃止に伴い、当該路線との交点部における隅切りを削除するものでございます。なお、3・3・5 城北線の未整備区間は長野市街地の主要な幹線道路として、一定以上の将来交通需要が見込まれており、円滑な交通処理機能や安全な歩行空間の確保など、整備の有効性が高い区間となっておりますが、歴史的景観の保全を図る観点から実現性に課題を有するため、見直し方針において変更候補路線に位置付けられています。しかし、変更にあたっては関係機関との調整など、具体的な整備方針の選定に期間を要することから、今回は隅切り部の削除のみを行うものです。以上が都市計画道路 3・3・5 号城北線の変更理由のご説明になります。

資料 1-3 をご覧ください。変更前後の新旧対照表をつけております。今回の変更は城山小学校通りとの接続部における隅切り部のみを削除する変更のため、延長、構造、幅員等に変更はございません。併せて、平成 10 年の都市計画法改正に伴い、車線数を定めることが規定されたため、すでに決定されている幅員に合わせた形で車線数を新たに決定するものです。

資料 1-4 は城北線の位置関係の総括図、資料 1-5-1 は城北線の変更箇所を示した計画図の図郭割図になります。資料 1-5-2 から資料 1-5-6 まで、城北線が該当する箇所を計画図によりお示ししております。なお、今回変更する隅切り部は資料 1-5-5 にお示ししております。

最後に、資料 1-6 をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要についてです。地元説明会を昨年 10 月 28 日、29 日に城山小学校通りと同時に、その後 12 月 4 日に長野県知事に変更案の申し出を行いました。1 月 24 日からは素案の閲覧を行い、公述申し出がなかったため 2 月 22 日に実施予定であった公聴会は中止としました。3 月 13 日付で都市計画

決定権者である長野県から都市計画法の規定に基づき、市町村への意見聴取の照会を受けており、意見聴取に伴い計画案の縦覧を4月11日から4月24日まで行いました。この期間、計画案に対する意見書の提出等はありませんでした。照会を受けております市町村への意見徴取の回答ですが、本日の審議会のご審議をもちまして長野県への回答を行い、6月に実施予定されております長野県都市計画審議会で議決をいただきましたら、7月に城山小学校通りと同時の決定告示を予定しております。以上が議案1号 都市計画道路3・3・5号城北線の変更についてのご説明です。私からの説明は以上になります。

○議長 ありがとうございます。こちらは前回第92回都市計画審議会で、皆さんに調査事項ということでご確認をいただいているものでございます。事務局の方からご説明ありましたように、かなりの時間を費やして有効性等とか代替性とか実現性、こういったもので確認をしていただいているものでございます。定量的な確認をした後に、都市計画審議会で諮る、或いは住民地域協議会に意見徴取をする。それから、今度は対象となる住民に意見聴取を行って特に反対意見はなかったというものでございます。議案2号からまず市決定なので説明をいただきました。議案1号は県決定ということで、隅切りの削除になります。これも前回の説明の通りでございます。改めて事務局から同様の説明いただきましたけれども、ご意見ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

前回も委員の方から、やはり地元住民の意向が大切であって、どうだったのかというご質問がありまして、事務局の方から変更については住民からの反対意見はなく、むしろその周りのネットワークについて今後どうするのかという意見があったということで、ご説明いただきました。このこと自体については特に地元の方からも反対意見なかったということでございます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

前回もしっかりと説明していただきまして、皆さんにご理解いただいたと考えておりますので、こちらは挙手にて採決を取りたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○議長 では議案1号及び2号につきまして賛成の委員は、挙手をよろしく願いいたします。

○議長 全員賛成ですので議案1号及び議案2号は原案の通り、決定とさせていただきます。ありがとうございました。

((3) 審議事項 議案3号) 議案3号 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置

○議長 続いて議案3号 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

○事務局(建築指導課) 建築指導課山田でございます。それでは、私から議案3号 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置についてご説明いたします。

お手元の資料3をご覧ください。建築基準法の規定に基づく、廃棄物処理施設の位置についてですが、昨年第91回都市計画審議会において、調査事項として事前説明を行った案件でございます。今回建築基準法の手続きと並行して進めておりました廃棄物処理に関する法律の許可手続きが整いましたことから、本審議会に付議をさせていただくものでございます。前回ご説明いたしました内容と重複する部分がございますが、よろしくお願いたします。

まず、建築基準法における廃棄物処理施設の取り扱いについてご説明いたします。2ページをご覧ください。はじめに、建築基準法における廃棄物処理施設の取り扱いについてご説明いたします。建築基準法では第51条の規定により、周囲に大きな影響を与える可能性がある卸売市場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、政令で定める処理施設などの施設については、都市計画決定されたものでなければ、都市計画区域内に建築することはできないとされております。特例としてただし書きがございまして、ただし特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合はこの限りでないとしており、建築することが可能となります。1つ目の四角の太字で記載しております政令で定める処理施設につきましては、具体的には2つ目の四角に記載の通り、建築基準法第130条の2の2に定められております。今回申請のあった廃棄物処理施設は、赤字で記載しました、一般廃棄物処理に該当する施設でございます。なお、関係法令の抜粋につきましては、資料の最後に参考として添付させていただきましたのでご確認をお願いします。

次に、建築許可までの流れを図にまとめましたのでご覧ください。まず、申請者は特定行政庁である長野市に建築許可申請を行います。特定行政庁は申請内容を審査し、許可できると見込める案件について、都市計画審議会に付議いたします。都市計画審議会です承が得られましたら、特定行政庁が申請者に建築許可を行います。

3ページをご覧ください。許可申請の概要につきましてご説明いたします。申請者、申請場所、敷地及び建築物等の概要につきましてはご覧の通りです。今回の許可申請は、一般廃棄物処理施設の設置であります。既存の建物を使用するため建物の新築、増築などの建築行為はございません。建築基準法の取り扱いは、廃棄物の種類が増え、追加されることによる用途変更となります。許可申請の対象となる一般廃棄物処理施設についてですが、廃プラスチック紙くずの圧縮結束施設の設置でございます。

4ページをご覧ください。申請敷地の位置ですが、エムウェーブから南に向かう県道三才大豆島中御所線の東側に位置する大豆島東工業団地内の北側に位置しております。

5ページをご覧ください。申請地周辺の用途地域でございます。申請地は濃い青色の工業専用地域にあり、隣接する薄い青色が工業地域、周辺の白色の部分が市街化調整区域でございます。

6ページをご覧ください。申請敷地周辺の土地利用状況となります。黄色が住宅地、オレンジ色が非住宅地、緑色が農地等で利用されている土地でございます。

7ページをご覧ください。前回お示ししました、申請地周辺の土地利用状況に誤りがあり

ましたので訂正をお願いいたします。左側が今回訂正した土地利用状況図、右側が前回お示しいたしました土地利用状況図でございます。こちらの確認、現地調査不足により、大豆島交番の南側の住宅地をはじめ、現況と異なるものを示しておりました。大変申し訳ございませんでした。なお、申請地西側に住宅地の判断に苦慮する建物がございましたが、対象地域は工業専用地域内であり、用途地域が設定されてされる以前から立地している住宅以外の住宅は建築できないとされており、また提出されている建築確認申請では非住宅の用途となっていることから、非住宅地と表記しております。

6ページにお戻りください。申請地は工業専用地域でございますので、周辺には各種工場が立ち並んでおります。また、北側は市街化調整区域となっており、農業振興地域の農地として土地利用されております。

8ページをご覧ください。申請に関わる建物及び処理施設についてご説明いたします。敷地内にはグレーでお示ししております、4棟の建物がございます。中央、一番大きな①が今回の申請された処理施設に関わる建物となります。先ほどもご説明いたしましたが、既存の建物を利用するため、今回新築や増築などの建築行為はございません。申請された処理施設は、赤色で示している施設となります。処理作業は、圧縮結束作業。処理能力は、廃プラスチックが1日当たり 233.2 トン、紙くずが1日当たり 228.8 トンです。こちらの施設は、すでに建物内に設置されており、建築許可を必要としない廃プラスチック、紙くずの圧縮結束を行っております。今回はこちらの赤色の施設を利用し、建築許可が必要な一般廃棄物の圧縮結束処理の作業を行う申請がされたものです。

申請処理施設で、現在すでに行われている処理作業についてですが、1つ目は有価物として買い取りを行った廃プラスチック、具体的にはペットボトルでございますが、こちらの圧縮結束の作業を行っております。2つ目は、産業廃棄物の廃プラスチック、具体的には主に軟質系プラスチックですが、こちらの圧縮結束作業を行っております。3つ目は、有価物として買い取りを行った紙くず、具体的には古紙や段ボールでございますが、こちらの圧縮結束の作業を行っております。ご説明させていただいた、すでに行われている処理作業はいずれも建築許可不要でございます。青色で示されている処理施設は、平成30年に建築基準法第51条の許可を受けた廃プラスチック類の破碎施設でございます。

9ページをご覧ください。申請に関わる廃棄物処理作業及び、申請理由についてご説明いたします。既存処理施設を利用し、新たに申請された廃棄物処理作業ですが、1の一般廃棄物の廃プラスチック、具体的にはペットボトルと軟質プラスチックになりますが、こちらの圧縮結束の作業を行うものでございます。申請理由ですが、現在市場団地にある直富商事の事業所において、一般廃棄物のペットボトルの圧縮、結束処理を行っておりますが、市場団地事業所の処理施設は、第2工場の処理能力と比較すると、100分の1以下。また、手作業で行わなければならない工程があるため、処理に大変時間を要しております。従業員の働き方改革を含め、業務効率の改善を図るため、処理能力の高い施設を有し、同じ圧縮結束作業を行っている本社第2工場に処理作業を移管するためでございます。

4 ページをご覧ください。現在処理が行われている市場団地事業所についてはオリンピック大橋の南側、紫色で場所をお示ししております。また、災害等により発生した廃棄物は一般廃棄物として処理されますが、発生した廃棄物の量が公共の処理施設の能力を超えた場合には処理困難となってしまう、溢れてしまうことになります。その場合、本施設において軟質系プラスチックの処理困難物に限り受け入れを行い、一般廃棄物として圧縮結束を可能とするためでございます。2 の一般廃棄物として紙くず、具体的には古紙段ボールになりますが、こちらの圧縮、結束処理の作業を行うものでございます。

申請理由でございますが、現在紙くずは有価物として処理を行っておりますが、市場の相場により価格が変動するため、情勢の変化等で価格が下落した場合は処理費用を請求することも考えられます。この場合は一般廃棄物としての処理を行うこととなり、その事態に事前に備えておくためのものでございます。先ほどもご説明した通り、廃プラスチックの圧縮結束、紙くずの圧縮結束ともに作業自体は既存の処理施設ですで行われておりますが、新たに申請された処理区分は廃棄物の処理場、いずれも一般廃棄物の処理となり、既存施設の処理能力が1日当たり5トン以上となることから、建築基準法第51条の許可が必要となります。

10 ページをご覧ください。今回の許可に関わる車両の搬入ルートについてご説明いたします。まずペットボトルについてですが、今回新たに受け入れる予定のペットボトルはすべて北信保健衛生施設組合から持ち込まれるものでございます。北信保健衛生施設組合は、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町の5市町で組織され、ごみ処理やし尿処理及び火葬場の事業を共同処理するために創設された組織でございます。平成31年3月まで、長野市も組合員として加入しておりました。

青色で示しているルート1はひと月に3台、赤色で示しているルート2はひと月に6台が記載の日時に記載の場所から搬入されます。周辺の交通事情といたしましては、ひと月に9台の搬入、往復で18台分の増加でございます。災害時、処理困難物については緊急時の対応となりますので現時点で交通量の想定がつきませんが、搬入ルートは同様と考えております。紙くずにつきましては、一般廃棄物として処理する状況になった場合、これまで有価で買い取っていたものを、処理費用をいただいて受入れるようになり、処理量が増加するわけではないため交通量については現状と変化はありません。

11 ページをご覧ください。産業廃棄物処理施設の敷地に関する長野県都市計画審議会の判断基準に基づき、申請の計画がどのように配慮されているかご説明いたします。はじめに、周囲の状況でございますが、1点目として宅地化や市街化が促進される区域でないことという視点からは、申請地は工業の利便を増進する工業専用地域に位置し、住宅は建築できないものとして制限されております。また、北側一帯は市街化調整区域であり、農業振興地域にも指定されていることから、今後も敷地周辺の宅地化、市街化が促進される可能性は低いと考えられます。事業内容も工業専用地域の土地利用に整合するものでございます。

2点目として、近隣に教育施設や福祉施設が存在しないことという視点ですが、先に12

ページをご覧ください。前回お示しいたしました資料に誤りがありましたので、訂正、追記をお願いいたします。直近の幼稚園まで約 500 メートルとご説明いたしましたが、確認不足で、約 300 メートルの誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。福祉施設につきましては、今回は長期で滞在する老人福祉施設を対象としておりましたが、今回はデイサービス施設までの距離を、教育施設につきましては、今回は小中学校までの距離のみの記載でしたが、近隣の高等学校までの距離を追記いたしました。医療施設につきましては、病院までの距離を記載しておりましたが、入院を伴わない診療所、具体的には整形外科ですが、距離を追記してございます。

それでは 11 ページにお戻りください。申請建物から最短距離で約 300 メートルの位置に幼稚園が存在していますが、県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側に立地しており、事業用車両の搬入、搬出ルートから外れております。その他、判断基準の対象となる施設ですが、デイサービス施設まで約 700 メートル、長野東高等学校まで約 490 メートル、診療所まで約 370 メートルとなっております。なお、病院、診療所につきましては判断基準にございませんが、長野市の廃棄物の処理施設の設置に関わる指針において、特に配慮する施設とされているため、参考として記載いたしました。近隣の範囲につきましては、建築基準法第 48 条における用途地域に適合しない建築物の建築許可、具体的な例としては住居系の地域に工場を建築する場合などの許可の場合、建築基準法の規定では利害関係者の意見の聴取を行う公聴会を行います。この場合の利害関係者の参集範囲について国が見解を示しており、通常は 50 メートル、特に配慮が必要な施設では 100 メートルとしております。また、長野市の廃棄物の処理施設の設置等に関わる指針では、今回の処理施設の場合は周辺地域の範囲を概ね 200 メートルとしております。今回はこの基準を参考に、いずれの範囲にも教育施設、福祉施設等が存在しないことが確認できましたので、付議可能と判断いたしました。

3 点目として、災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次被害拡大の恐れがないことという視点からは、平坦な地形で土砂災害の発生は想定されず、地盤の液状化の可能性も低い地域となっております。水害につきましては、大豆島東工業団地とその周辺一帯は想定最大規模降雨による浸水想定が 3 から 5 メーター未満とされており、浸水の可能性がある区域となっておりますが、今回の許可に関わる廃棄物には危険物等がなく、水害が予測される状況の場合には流水の恐れがあるものは屋内に収納し、敷地外への流出を防ぐ対策をとる計画となっております。

13 ページをご覧ください。環境への配慮といたしまして、施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実であると認められることという点につきまして、申請敷地のある工業専用地域は騒音規制法及び振動規制法の規制対象外となっておりますが、申請者は自主規制値、自主規制基準値を定めて、施設稼働後の騒音と振動の予測値が、その値を超えていないことを確認しております。これまでも自主規制値以下であることを毎月測定確認しているとともに、周辺地区や用水組合と環境保全協定を結んでおり、地区との環

境懇談会において測定結果を報告しております。

運搬車両と運搬車両の周辺地域への影響でございますが、1点目として、交通渋滞による道路交通に支障がないことという視点からは、収集運搬車両の通行を予定する交差点において、搬入予定時刻の現況交通量調査を実施し、搬入時には大きな交通渋滞が発生していないことを確認しており、計画ではひと月に9台の搬入、出庫含めると往復で18台の増加であり、周囲に対する大きな影響はないものと考えられます。

2点目として、交通安全上支障がないことという視点からは、収集運搬車両の経路は十分な幅員を有しており、運搬車両についても通常の収集車を用いることから、交通安全上支障がないと考えられます。景観への配慮につきましては、施設の高さ、大きさに応じて植樹等により景観への配慮をされていることという視点から、現施設は長野市緑を豊かにする条例に定められた緑化基準を満たしており、景観への配慮をされていると判断できます。以上の判断基準により、本件都市計画上支障がないと考えております。

14 ページをご覧ください。本許可申請と並行して進めている、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に関わる手続きにある地元の住民説明会についてご説明いたします。昨年5月に行われた第1回目の説明会となる事業計画概略説明会で寄せられた主な質問等をまとめております。こちらは前回ご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

15 ページをご覧ください。条例に基づく第2回目の説明会が今年の11月8日に開催されました。前回の事前説明では議事録が間に合わず、内容についてはご報告できませんでしたので、今回ご説明させていただきます。11月8日開催の事業計画説明会では、今回ご審議いただく廃プラ紙くずの圧縮結束処理施設の設置の他に、都市計画審議会では審議対象外となる蛍光管の破碎処理、電池類の選別施設の設置を含めた説明が行われました。今回は、本件許可対象となる廃プラ、紙くずの圧縮結束処理施設の設置に関連する住民の質問や要望、事業者の回答についての要旨をご説明いたします。

まず、説明会範囲に関しましての質問ですが、対象範囲を敷地から200メートル以内とした点について、県や市の条例に基づいて設定したものか、もっと範囲を広げるという考えはなかったのかというご質問に対して、長野市の条例で敷地境界から200メートルという指針があり、指針に基づき設定したとの回答でございます。

盛土に関する質問ですが、エムウェーブ南の工業団地建設にあたっては、2メートルの盛土を行うが、この施設については災害に対応した計画となっているのか、近くで農業をしているが、将来市街化区域に編入された場合の土地の単価にも影響するのではと不安を持っているというご質問に、今回の計画では盛土は考えていない。施設が増えるのでご懸念の点は多々あると思うが、適正に準備して安全、安心ということで進めていきたい。ご不明ご心配な点があればご連絡いただき、改善すべきことは改善していくとの回答でございます。

災害対策に関する質問ですが、地震による設備破壊による被害、川の氾濫による水害など、大きな被害が起きた場合耐えられる設備なのか、どのような影響が出るのか、また対策はど

うなっているかというご質問に、企業として災害対策は検討している。それがすべてではなく、今後も見直しを行いながら進めていく。水害に対しては、時間があるので被害がないようなところへ搬出するとの回答でございます。

16 ページをご覧ください。交通問題に対しての質問ですが、新施設が稼働することにより産業車両がどのくらい増加するのかというご質問に対し、ペットボトル業務では最大で1日2台。搬入1台、搬出1台。蛍光管では最大で1日4台。搬入1台、搬出3台となるとの回答。また、交通問題に関しての要望でございますが、1つ目の要望として、朝パッカー車の一斉出庫と一般の通勤が重なり、大豆島交番の渋滞がひどい。これ以上増えるのであれば交通量の対策を、大型車の騒音もあるので住宅地の前は徐行をお願いする。2つ目の要望として、渋滞に関して現状と調査で異なる点がある。県道が4車線化されることで、交差点のさらなる渋滞が想定されるため、善処をお願いするとの要望があります。説明会でいただいた要望に対し、資料枠内にあるような対策を講じたことと事業者から後日報告がございましたので報告いたします。渋滞対策、そして説明会の翌日の11月9日にはこれまで実施していた、朝礼後に一斉に出庫する車両の通行ルートをすべて堤防道路へ変更。騒音対策として、11月11日の社内会議で、自社の車両について指摘箇所の徐行を決定及び実施をしております。11月21日には取引先への周知、28日には同工業団地内の加盟企業への徐行の協力を要請したとのことでございます。

17 ページをご覧ください。最後に、これまでの法令や条例に基づく手続きの経過についてご説明いたします。今回ご審議いただく建築基準法第51条の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例との関連が非常に深いため、併せてご説明させていただきます。中央の列に廃棄物処理に関する法律、条例、右側の列に建築基準法の手続きを記載してあります。まず、昨年5月31日に条例に基づき、第1回目となる事業計画概要説明会が行われ、8月23日に条例に基づき、事業計画書、1週間後の8月30日には、建築基準法に基づく許可申請書が提出されました。11月8日に2回目の説明会となる事業計画説明会が行われました。先ほどもご説明いたしましたが、この説明会では今回ご審議いただく廃プラ古紙の圧縮結束処理以外の、蛍光管乾電池の処理施設設置についての説明も併せて行われました。11月13日に都市計画審議会において、事前説明として本件説明させていただきました。12月9日、事業説明事業計画説明会から1ヶ月間、条例に基づき事業計画に対する意見書の募集を行いましたが、意見書の提出はなく、令和7年1月30日に対象周辺地域の生活環境の保全及び合意形成の方法について、事業計画は適当との市長意見を公表。2月26日に建築基準法第51条の許可を要しない蛍光管乾電池の処理事業に関しては、許可処分を行っております。特定行政庁といたしましては、この事業計画は適当であるとの意見書をもって、廃棄物処理に関する法律、条例の協議が整ったと判断し、本日本件を都市計画審議会へ付議するものです。今後の予定ですが、今回の処理施設の位置が、都市計画上支障がないとお認めいただいた場合には、廃棄物処理に関する法律と併せ建築基準法第51条の許可の手続きを進めて参ります。私からの説明は以上とな

ります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ご説明ありがとうございます。こちらは第91回都市計画審議会です。事前説明していただいている、特に処理の内容についてのご説明が主だったと思いますが、こちらは特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その位置が都市計画上支障はないと認めて許可した施設は建築可能ということでございまして、このように諮られているわけです。追記としましては修正部分、第2回目の事業説明会の内容ですね。これまでの経緯と今後の予定ということで、特に法令条例に基づく手続きに従って進めてきたということです。これにつきまして審議をしていただいているということになって参りますが、ご説明を事務局の方からしていただいた通りでございます。皆様方の方からご質問、或いはご意見等ありましたら、よろしく願いをいたします。

○委員 ご説明ありがとうございます。これまでの経過などで法令や条例に基づいて手続きがされていることは理解しましたが、事業計画説明会などで、こういったごみ処理に関する施設ということで住民からもかなり大きな不安だとか、或いは要望だとかいうことが寄せられているとお伺いしました。こういったことを鑑みまして、地元の住民の皆さんとの合意形成を図っていくとか、或いは民間企業との協定を結んでいくことをしたいというような要望があったとき、市として積極的に住民合意を図っていくというようなことをこれからこの件に関してやっていくという、要望があった場合そういったことを市としてやっていく姿勢はあるかどうかを確認させてください。

○議長 それでは事務局の方からよろしく願いいたします。

○事務局（廃棄物対策課） 本件につきましては、住民の皆様が非常に不安に思っているという事は重々承知しておりますので、ご要望がございましたら強制力はございませんが、間に入り、事業者に対してご要望があったということはお伝えして参りたいと考えております。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 その他いかがでしょうか。

○委員 今回非常に丁寧に説明をいただいたわけですが、前回第91回の資料にかなり多くの訂正が入ったことで、前回の資料との比較を細かく出していただいたのですが、それを拝見すると、そのほとんどがリスクが少し拡大する方向に訂正されています。例えば、施設の距離が500メートルから300メートルと近くなったり、住民が近くに住んでおられるのに住んでいないことになったり、今回の間違いは、どれもリスクが少ない方に間違っており、意図的に行われているとは思いませんが、結果として業者側に有利な間違いになっているような気がします。今回信濃毎日新聞の報道によりますと、大豆島地区住民の方々が長野市に要望書を出され、都市計画審議会の資料の間違いについて訂正を求められたというお話があったように思います。そこで、今回の資料の間違いはどのような経緯で修正されたのか、住民の人たちが指摘されたところをそれぞれ全部修正されたのか、或いは今回の都市

計画審議会を前にして、再度資料を精査してみたところ間違いがたくさん出てきたので修正されたのか、教えていただければと思います。

○議長 事務局の方からよろしくをお願いします。

○事務局（建築指導課） 今回、資料に誤りがあったこと、大変申し訳ございませんでした。今回の訂正の経過、どうしてわかったかということですが、先ほど委員がおっしゃられたとおり住民の方から、資料の一部が間違っているのではないかということで、それをもとに再度資料を確認いたしまして、併せて現地を、このエリア歩きまして照合をさせていただきますました。

○委員 この前回のデータというのは業者側から出たデータだったということでしょうか。

○事務局（建築指導課） これは市で作成したものでございます。

○委員 もう1点、私はコミュニティ論、地域社会論を専門にしております、都市計画審議会でもコミュニティの専門家として入っているという認識であります。そういう立場で少しお話をさせていただきたいと思います。

昨日も地域社会学会の第50回大会があり、「環境変動対策と地域社会」というシンポジウムがあったのですが、地域社会の側からすれば、住民の人たちも非常に不安があるということですが、この都市計画によって都市の空間的な形態に変更を加えると、一体何が起きるかという点。

○議長 すみません。手短によろしくをお願いします。要は、法令、条例に基づく手続きが、問題があるかどうか。それから、判断基準に間違いがあるか。そのことによって大きな支障が出てくるのかどうかというところの観点で説明をお願いします。

○委員 一つ一つの施設に関しては、当然法的にはクリアしているということだと思います。しかしながら、この地域には長野市のごみ処理施設や、長野広域連合のごみ処理施設、焼却施設、他にも前回は私が質問したところで、この都市計画決定の中でも15のうち5つがここに集中しているというお話がありました。この施設の許可で6になります。そうしますと、NIMBY施設がこの地区に集積しているということになります。既にあるところに増やすわけですから、集積の不利益という部分を考慮しないで一つ一つの施設を許可するというだけでは、長野市の将来の姿を決定していくという、住民の生活に大きな影響を及ぼすことですので、その位置をどこにするのかというのは、一つ一つの施設だけを考えていくだけでは問題があるのではないかと思います。とりあえず廃棄物処理法では適合である、建築基準法でも適合であるということになりますと、都市計画法で開発許可を出すためには建築基準法とか廃棄物処理法ではOKですけれども、その都市全体の区域の中で、その位置が重要であるかどうかということ、大所高所でこれからの長野市をどうしていくのかというようなことも含めて考えていく必要があるのではないかと思いますので、一言お話をさせていただきました。以上です。

○議長 ちなみにどうやったらいいと思いますか。どういう可能性があると思

ますか。具体的な話をしているので、そこまで踏み込んでもらわないと、ただ感想だけ言っても議論にならないですよ。

○委員 はい。これは熟議が必要で、今回1回目の資料がいわば業者側に有利に不備だったことで、住民の人たちの不安が増大されたということがあると思います。ですから、もう一度この議論に関してみんなでもう少し熟議していく。そういう中で、先ほど協定というお話もありましたけど、説明会に行政に入っただいて、細かな状況についてもお話をさせていただきながら、丁寧な対応をしていく必要があるのではないかと思います。

○議長 この場所でのうなのかというところはどうですか。それからそこじゃないとどうしたらいいですか。そういう具体的なところを言ってもらわないとただ先延ばしだけの話です。民間企業もここでやりたいって言っているわけで、それに対して我々はこの法令、条例上ですね、問題があるのであれば、こちらの方からちゃんとご指摘なきやいけないですが、そういった問題がない中で、いや今回の判断基準からは問題がないと私は思っていますけど、一部記載の訂正に対して1企業に対して許可しないとかって本当に言えるのですか。

○委員 いや、許可しないはできないだろうと思います。しかし、もう少し丁寧な対応で、資料に不備があったことで住民の人たちも不安がありますので、次回に住民の説明会もしていただき、納得した形で進めるということではいかがでしょうか。

○議長 次回先延ばしできるのですか。或いは先延ばしについてのご議論があればよろしくお願いたします。結果は同じですよ。ここでやるしかないだろうっていう話であれば、むしろ住民に対して事業者の方から丁寧にこれからコミュニティを作ってください、ちゃんと説明する対応をしていただく方が、むしろ自然な流れではないかなと思いますけどいかがでしょう。先延ばしすることは得策でしょうか。むしろこういう施設というのは、長野市としても不足している。迷惑施設という言い方をされていましたが、なければ我々生活できないですよ。しかも、工業専用地域というところで、そういう地域を作ってそこでやるということですから、むしろ民間企業の活動もそこで問題なくできるということですよ。工業専用地域に集めるということは、市域周辺に分散させることがないので、環境負荷的にも1ヶ所に集められるということも考えれば、非常に効率的・合理的な配置ではないかというふうに思います。先延ばしして得策でしょうか。むしろ私は、事業所に住民の方としっかりと情報共有をしていただいて、納得していただきながらやっていただくことが得策だと思います。いかがでしょうか。

○委員 経済的な合理性だけで言いますと、1つのところに集積していくことになると思いますが、一方で集積不利益というようなものを考える必要があります。住民の人たちからすると、新聞にも載っていましたが「ここはゴミ捨て場じゃない」という声もありました。住民の思いというものがあるなかで、このような修正が入ってすぐ決定するということは、いかがなものかと思った次第です。法律的にはクリアしているので、早く協定や何かのところに行ってということなのかと思いますが。

○議長 経済的合理性だけじゃないですよ。環境的にも1ヶ所に集めた方が、分散させるより市域住民にとってずっとましじゃないですか。今の話だと、ここでやるしかないと言っておきながら、集積の不利益と言っているのが今度分散させるって話になります。工業専用地域自体を分散させたら、それこそ資材なんか大型トラックで市内町中走ります。むしろ環境に悪いじゃないですか。そういったことを試算したことありますか。立地適正化計画やりましたよね。立地適正化計画に用途の配置は当然関わっていますよね。あまり関係ないと言えませんよ。

○委員 またそれは、人口の集約の問題が。

○議長 人口の集約の問題だけではなく、いかに都市施設を誘導して人をコンパクトにまとめていくかという話です。用途の分散に何故繋がるのでしょうか。環境的に見ても経済的に見ても、産廃施設を工業専用地域に集めることは、むしろ資材等をまちなかに拡散することを防ぐので、環境的に見ても安全だと思います。しかも集積させることによって、時間的なコストが少なくなるので環境的にも合理的だと思います。むしろそうしてもらった方が、企業にしたって活動しやすいのではないですか。工業専用地域でありながらいろんな制約をつけられたら、活動しにくくなるので長野市の中に企業が入ってきにくいのではないのでしょうか。いかがでしょう。そういったことも考えてもらったことがあるのでしょうか。

○委員 今回のゴミは長野市だけではなくその周辺からも来るということもあります。

○議長 長野市も周辺に持って行っていったんです。たまたま現在はなくなっただけの話で、それまで廃棄物の一部は市外の方に持って行ったんです。先ほどの、どちらでやっていたんでしたっけ。

○事務局（建築指導課） ペットボトルの処理につきましては、市場団地の中で処理したものでございます。

○議長 いままで全部市場団地ですか。

○事務局（建築指導課） 今回、第2工場に移設する業務作業については、市場団地で処理を行っていたものです。

○議長 どちらで行われていたか忘れましてけど。北信保健衛生施設組合ですがいかがでしたか。

○事務局（建築指導課） 搬出元につきましては、北信保健衛生施設組合が周辺市町から集めたペットボトルです。

○議長 ペットボトルは市場団地内に持ってくるのは、最適だったということですね。

○事務局（建築指導課） 今までは市場団地で処理をしていました。今回事業者側の効率化、手作業で行っていたものを、第2工場で全く同じ作業、同じペットボトルを全く同じ圧縮作業があって、それは産業廃棄物として処理していましたが、今回北信保健衛生組合が処理するものについては産業廃棄物という扱いではなく一般廃棄物という扱いのペ

ットボトルになるので、今回許可が必要になったということです。

○議長 いずれにしても、市場団地で処理を行ったものの能力が低いので、第2工場に移すということでは、今回の議論通りですよ。ただ今回の施設のほうが処理能力が高いから、むしろ処理能力が高くなることによって、従業員の働き方の改善にもなるということですけども、短時間でできることと言えば環境面でもある程度の効果が認められるわけです。いかがですか今の点で何かご意見あればお願いします。

○委員 すみません。前の議論すべて記憶しているわけではなくて申し訳ないのですが、整理をさせていただくと今ほどのお話があったように、今まで許可不要な廃棄物で処理していたペットボトル等を市場団地から大豆島の方に持ってきます。その上で今まで許可不要な廃棄物だったもの、一般廃棄物は1日5トンでしたっけ、1日5トン以上超えるから建築許可が必要になると。この建築許可はあくまでも一般廃棄物として処理をするので、例えば建物の面積が増えるということではなくて、既存の施設のまま使うけれども、許可が必要な一般廃棄物に変わるがゆえに、この建築許可が必要というような整理でよろしいでしょうか。

○事務局（建築指導課） はい。おっしゃるとおりでございます。処理のものが変わるだけで、機械の能力を上げるとか今の建物を増築新築するとかそういったことは一切ございません。今ある施設で今ある機械の能力の範囲内で、市場団地でやっていたペットボトル処理をこちらで行うということになります。

○委員 ありがとうございます。要は既存の建物を使って今おっしゃられたように設備的には今あるものを経て、範囲の中でやると思います。ただしこの軟質系プラについては通常の受け入れはないということではありますけれども、廃プラのペットボトルについて体積は増えますよね。取扱容量というのかな。取扱量は現状全くやってないところに、もしくは多少やっているかもしれないけれどもそこにプラスアルファで入ってくるという、というふうに理解していますが、要は体積が増える、取扱容量が増えるということですよね。

○事務局（建築指導課） これまでの処理、機械の能力ではなくて、実処理量に比べまして年間40トン増になるということになっております。

○委員 はい。年間と言えば40トン増えるということで確認をさせていただいて。先ほど用途の集積等についていろいろご議論がありましたけれども、基本的には建築基準法の51条に基づいて、先ほど整理をさせていただいた部分についての、そういう考え方のもとにおいて、審議をすればいいということによろしいのですよね。

○事務局（建築指導課） はい。

○委員 質問といたしますか、確認です。申請処理施設っていうのは、圧縮結束作業。処理能力として廃プラと紙くずを圧縮する、つまりこれは加熱処理とか物理的な処理をするわけではなくて輸送に必要なふうに減るわけで、環境には影響はないというふうには見えますがどうでしょうか。

○事務局（建築指導課） はい。今回の処理の中身につきましては、今おっしゃられた通り、圧縮と機械でペットボトルを潰して四角の形に梱包するような結束ということで、特に科学的に何か変化をさせるとかそういったことは一切ございません。でき上がったものについては、製品として出荷したり、リサイクル関係の事業所に持ち込まれたりという、運び出すということになります。

○委員 はい、わかりました。リサイクルをするという段階で、形状を変えるだけで化学処理しないということで、環境には影響はないということだと思います。それと、当初の調査とズレがあるっていうのは12ページの新旧のところですよ。これはフィールドワークしてみたら、実際はもっと遠かったとかそういう話で、ここで致命的な問題点というのは、なかったということでもありますよね。

○事務局（建築指導課） はい。幼稚園までの距離につきましては計測が間違っておりまして、計測したところ、この数字になっているということ。それと小学校、教育施設と福祉施設につきましては、このときは高校とか通所施設は記載していなかったのですが、今回新たにそれを追加させていただいたということです。

○委員 通常のガイドラインからすれば、実測の方が、距離が遠かったということですよ。

○事務局（建築指導課） 実測、きちっと測り直したら距離が近くなっていたということです。

○委員 近くなっていた？それはどの部分。

○事務局（建築指導課） 失礼いたしました。申し訳ございません。この近隣の範囲につきましては、先ほども申し上げましたけれども建築基準法の関係では、利害関係者の範囲50メートル、特に必要な場合は100メートル。条例の場合は近隣という定義はありませんが周辺、地域住民と説明の範囲ということで、近隣住民の範囲は200メートルということになっております。その範囲についてこういった施設、一切ございませんでしたので、審議の方をお願いしたということでございます。

○議長 その他にあれば、いかがでしょうか。

○委員 確認させてください。この市場団地にある旧施設はこれでなくなるのでしょうか、それともそのまま残るのでしょうか。今回のこの施設ができることによって、従業員とかは増強するような形になるのでしょうか。

○事務局（建築指導課） 市場団地内の施設につきましては、今回一般廃棄物で出せるものだけを、こちらの第2工場に出すということになっておりまして、出せないようなペットボトルについては、引き続きそこで処理のほうを行っていくことになっておりますので、機械はそのまま残ります。その作業に関しまして従業員が増えるかということもございますけども、そのことによって増えることはございません。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。確認していただきました。

○議長 その他お気づきの点あれば、どうぞ。

○委員 事実関係を確認したいのですが、先ほど市場団地事務所の処理施設の能力は1日 1.6トンということで、非常に能力が低いので時間がかかる。今度の第2工場の100分の1だというお話がありました。ということは今度の施設は、100倍の能力があるということです。そうすると今度新しくなったときには40トンということで、1日233トンですか、40トンだとほぼ1日でできてしまうくらいのことだと思うのですが、今後能力が高いということで、どんどん処理を増やす可能性もあるのでしょうか。その辺りも教えていただければと思います。

○事務局（建築指導課） 現在の実質処理量が年間1,500トンということになっておまして、これまで特に大きな変化はなっていないのかなというふうに思っておりまして、その範囲で急激に大きく変化するという事は、今の時点では私どもは判断しておりません。

○議長 その他いかがでしょうか。そうしましたら、ご意見ご質問等いただきましたので採決をとりたいと思います。採決ですが、挙手による方法が良いと思うのですが、いかがでしょうか。ご意見よろしいですか。

○委員 異議なし。

○議長 では挙手によって採決を行います。議案3号に賛成の委員は挙手をお願いします。それでは賛成多数でしたので議案3号は原案通り決定いたします。ありがとうございました。

その他 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について

○議長 それでは都市マスタープラン改定専門部会の報告について、事務局の方からご説明お願いいたします。

○事務局（都市計画課） 続きまして、その他都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について、ご説明させていただきます。

本日は、前回の都市計画審議会にて承認をいただいた都市計画マスタープラン改定専門部会について、委員の人選のご報告と、具体的な計画内容の検討に先立ち実施する市民意識調査の概要についてご説明させていただきます。

シート2をご覧ください。こちらは都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の検討協議体制をお示ししたものでございます。前回の都市計画審議会にて、本審議会に附属する都市計画マスタープラン改定専門部会の設置について承認をいただきました。改めてのご説明になりますが、この専門部会は長野市都市計画審議会条例第4条の規定に基づき設置するもので、ページ下にお示しした通り、学識経験者、民間団体代表者及び一般公募から構成された計画の策定に向けて議論を行う組織です。専門部会の人選につきましては、長野市都市計画審議会運営要綱第7条に基づき、本審議会の会長に指名していただくこととなっ

ており、学識経験者の委員には、社会情勢の大きな変化も踏まえた幅広い知見を反映させるため、県外の専門家も候補としていただきました。計画作成の中では、節目となるタイミングで適宜本審議会へ専門部会の内容をご報告させていただきますので、皆様からご助言をいただきながら、計画へと反映させて参りたいと考えております。

シート3をご覧ください。専門部会の人選についてご報告させていただきます。専門部会は10名の委員で構成し、学識経験者5名、民間団体から3名、一般公募の2名の委員に務めていただきます。両計画の内容を踏まえ、表の右の列に記載しています通り、都市計画をはじめ、交通計画、地域防災、行政学、建築、商業及び農業といった、分野のバランスを考慮しながら選出していただきました。3月の下旬に、委員の顔合わせを目的とした第1回の専門部会を開催し、委員の互選により部会長を東京大学大学院特任研究員の三牧委員に務めていただくこととなりました。

シート4をご覧ください。令和9年4月の計画改定までの2年間のスケジュールをお示ししたものです。昨年度は計画改定に向けた準備期間として、現状把握、改定の方向性の検討や計画作成体制の構築を行いました。今年度、令和7年度から本格的な検討を始め、令和8年度初めにたたき台として素案を作成する予定です。素案の作成の後は、地域ごとに懇談会を開催したり、パブリックコメントや公聴会も行いながら、広く市民の声をお聞きし、それを計画に反映させ素案をブラッシュアップし、令和9年4月の公表を予定しております。計画検討の中では、表2段目にあります通り、市内の部局横断的な調整と連携を図って参ります。また、表3段目にあります通り、専門部会の内容を節目となるタイミングで、本審議会へ報告し、皆様から助言をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

さらに、表4段目にあります通り、素案作成の段階、今年の7月から8月ごろに市民意識調査を行い、幅広い意見を聞く機会を設け、計画に反映して参りたいと考えております。

シート5をご覧ください。市民意識調査の実施についてご説明します。調査の目的ですが、計画内容を具体的に検討する前に、市民の意識について調査し、計画作成に反映するものです。検討材料として、昨年度から実施しているデータの集計や分析といった定量的な検討材料、それから市民意識調査といった定性的な検討材料を整理した後に、具体的な検討に移って参りたいと考えております。調査の方法ですが、できるだけ多くの市民の方から意見をお聞きし、またその傾向を把握することが今回の目的ですので、アンケートによる調査を予定しております。市民アンケートでは、全世代から無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人を対象にアンケートを郵送し、それに対してアンケート用紙またはインターネットの特設サイトにて回答していただくことを予定しております。加えまして、特定の世代に向けたアンケートとして、特に子育て世代や若い世代といった、これからの長野市を担っていく世代の意見を広くお聞きしたいと考えております。

具体的な調査内容につきましては、5月下旬の第2回専門部会と6月下旬の第3回の専門部会にて議論を重ねながら検討して参ります。皆様には、11月ごろの第95回都市計画審議会にて、調査結果をご報告させていただきたいと考えております。説明は以上になります。

○議長 ご説明ありがとうございました。ただいま、都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画も含め改定専門部会につきまして、今後の検討協議体制、部会員、改定スケジュール等説明をいただきました。これから本格始動ということで、ご質問、ご意見ご要望等ありましたらよろしくお願ひいたします。

まだ具体があるわけではないので、前回この改定部会の報告につきまして、皆様方から考慮したほうがいいのかという点を、ご意見をいただきました。それにつきましては事務局から部会の方に伝えていただいて考慮した上で、よりよいマスタープラン、立地適正化計画を作っていくということになるかと思ひます。まだ具体がありませんので、意見はいずれかと思ひます。

以上、これで質問等ないようですので、議事はすべて終了となります。議長を退任させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございました。ここで次回の審議会日程についてご案内いたします。次回の審議会につきましては、8月21日木曜日に開催を予定しております。詳細が決まりましたら、改めてご周知させていただきますのでよろしくお願ひいたします。なお、お車でお越しの方で駐車券の処理をされていない方はお帰りの際にお申し出をください。終わりに、都市計画課長の飯島から閉会のごあいさつを申し上げます。

○事務局 委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、また熱心にご審議いただきましてありがとうございました。都市計画マスタープラン改定専門部会については、先ほど担当から報告あった通りですが、今後も審議会に経過報告をしながら、ご意見をお伺ひし、進めていくこととなりますのでよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第93回長野市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。